

名古屋市依存症専門医療機関 選定基準

1 医療機関の基準

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有すると共に看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等を有することによって依存症患者を総合的に支援する体制が構築された保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療や、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療のいずれか又はその両方を行っていること。

2 人員配置

当該保険医療機関に、下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士または公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。

- (1) アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修

ア 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について（平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」

イ 「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」

- (2) アルコール健康障害に係る研修

依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修

- (3) 薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修

依存症集団療法の算定対象となる研修

3 診療実績等

- (1) 当該保険医療機関において、選定を希望する依存症の種別に応じた、1(2)に示す診療実績があること。
- (2) 現況報告書（様式5）により診療実績を年1回、市に報告できる体制を有していること。

4 地域連携等

当該保険医療機関において、下記の関係機関のうち、1か所以上と依存症の治療、社会復帰、及び関連問題に対して連携して取組むこととし、年1回以上、患者支援に係る連絡調整や事例検討会、地域の関係機関の連携に係る会議等の開催または参加により継続的な連携が図られること。

- ・地域の相談機関（精神保健福祉センター及び保健センター）
- ・医療機関
- ・民間団体（自助グループ等を含む）
- ・依存症回復支援機関

等